熊谷市立学校の適正な規模に関する基本方針

２０１８年（平成３０年）１１月

熊　谷　市　教　育　委　員　会

目　　次

１　基本方針策定の経緯　・・・１

２　市立小・中学校の現状と課題　・・・２

（１）児童・生徒数の推移と将来推計
（２）小・中学校の規模の現状と将来推計
（３）学校の小規模化・大規模化に伴う課題

３　適正規模の基本的な考え方と基準　・・・７

（１）適正規模の基本的な考え方
（２）適正規模の基準

４　適正規模の推進方策　・・・９

（１）学校の統廃合
（２）義務教育学校（小中一貫教育学校）
（３）通学区域の見直し

５　適正規模への具体的な進め方　・・・１０

（１）学校の小規模化への対応
（２）学校の大規模化への対応

1　基本方針策定の経緯

義務教育段階の学校は、単に教科等の知識や技能を修得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する事を通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましく、一定の学校規模を確保することが重要です。

全国的に少子化が進み、児童・生徒数が減少していますが、本市においても、全ての学校において児童・生徒数が減少し、学校の小規模化が進行しており、この傾向は、今後も続くことが見込まれます。

また、一部の学校では、小規模化が著しく進んでおり、２０１８年度（平成３０年度）の本市における学校間での学級数の違いを、最大数と最小数で比較すると、小学校で１６学級、中学校で１５学級となっており、大きな開きがあります。

このような、全ての学校における学校規模の小規模化の進行と学校間の規模の違いが、学習生活面や学校運営面等で様々なマイナスの影響を与えることが懸念されます。

こうした状況を受け、熊谷市教育委員会では、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、学校規模の適正化を進めることが必要であると考え、平成２９年１０月２７日に「熊谷市立学校の適正な規模に関する基本方針」について、熊谷市立学校適正規模審議会に諮問を行い、各学校間の教育水準の均衡の保持、子どもたちにとってより良い教育環境の創造、様々な教育課題の解決、施設の老朽化問題の観点から検討していただき、平成３０年８月２８日に答申を受けたところです。

熊谷市教育委員会では、答申に基づき、ここに「熊谷市立学校の適正規模に関する基本方針」を策定します。

２　市立小・中学校の現状と課題

（１）児童・生徒数の推移と将来推計

本市における児童・生徒数は、小学校では、３６年前の１９８２年度（昭和５７年度）の１９，０１８人、中学校では、３１年前の１９８７年度（昭和６２年度）の９，９０６人をピークに減少を続けています。

現在の２０１８年度（平成３０年度）の児童・生徒数を、ピークと比較すると、小学校では４９．８％減少し９，５５６人に、中学校では５１．８％減少し４，７７１人になっており、小学校、中学校共に大幅に減少しています。

一方、学校数は、小学校、中学校共に、大幅な減少はなく、全ての学校で小規模化が進んでいる傾向にあります。

また、今後も、児童・生徒数は減少が続くと推計されており、２０２５年度は、現在と比較すると、小学校では１５．２％減少し８，０９９人に、中学校では９・９％減少し４，２９８人となり、さらに、２０５５年度には、小学校では４６．５％減少し５，１１５人に、中学校では４３．４％減少し、２，６９９人まで減少すると推計されることから、何らかの取り組みがなされなければ、すべての学校で、さらなる小規模化に進んでいくことが見込まれます。

○市立小中学校の児童生徒数と学校数の推移と将来推計

年度 / 項目	1982（S57）36年前	1987（S62）31年前	2018（H30）現在	2025 7年後	2035 17年後	2045 27年後	2055 37年後
児童数（人）	19,018	16,708	9,556	8,099	6,761	5,963	5,115
生徒数（人）	8,876	9,906	4,771	4,298	3,582	3,161	2,699
合　計（人）	27,894	26,614	14,327	12,397	10,343	9,124	7,814
小学校数（校）	29	29	29	－	－	－	－
中学校数（校）	16	17	16	－	－	－	－
合　　計（校）	45	46	45	－	－	－	－

＜備考＞

・1983年度（昭和58年度）大幡中学校開校

・1994年度（平成6年度）妻沼南小学校開校

・2010年度（平成22年度）に小島小学校が、2011年度（平成23年度）に小島中学校が休校となった。廃校ではないが、現在の学校数に含んでいない。

※　児童・生徒数の推移は「埼玉県学校基本調査報告書」引用

※　児童・生徒数の将来推計は「熊谷市公共施設白書」引用

（２）小・中学校の規模の現状と将来推計

小・中学校の学校規模を、通常学級の標準学級数でみると、現在の２０１８年度において、小学校では６学級から２２学級、中学校では３学級から１８学級であり、学校間で大きな開きがあります。

特に、小学校においては、既に８校が全学年で単学級になっており、さらに、２０２５年度の将来推計を見ると、単学級が発生する学校が過半数の１５校にのぼることが見込まれます。

その後も、小・中学校共に、児童・生徒数の減少はさらに進むと推計されており、それに伴い、さらに多くの学校で学級数が減少することが見込まれます。

また、児童数の少ない小学校では、複式学級（※）の対象になる学年が出現するおそれがあります。

（※）複式学級：複数の学年を１つにした学級のこと。

・小学校の場合、２つ以上の学年を合わせても１６人以下（ただし、１年生を含む時は８人以下）となる場合に複式学級を編制する。

・中学校の場合、２つ以上の学年を合わせても８人以下となる場合に複式学級を編制する。

学校規模の現状と将来推計

【小学校】

全校学級数	2018 年度（平成 30 年度）		2025 年度	
6 学級 （全学年で単学級）	8 校	桜木・中条・市田・ 太田・妻沼南・秦・ 男沼・星宮（6）	9 校	江南北・桜木・中条・ 市田・太田・妻沼南・ 秦・男沼・星宮（6）
7～11 学級 （一部学年で単学級発生）	4 校	江南北（7） 吉岡・久下（10） 新堀（11）	6 校	久下（8） 佐谷田・江南南（9）・ 吉岡・別府（10）・ 新堀（11）
12～17 学級 （1 学年平均 2 学級以上 3 学級未満）	13 校	三尻・熊谷南・大麻生・ 長井・別府・妻沼・吉見・ 佐谷田・奈良・江南南 （12） 玉井・成田（15） 熊谷西（17）	12 校	成田・三尻・熊谷南・ 大麻生・長井・妻沼・ 吉見・奈良・（12） 玉井（13） 熊谷西（15） 熊谷東・大幡（16）
18 学級以上 （1 学年平均 3 学級以上）	4 校	熊谷東・大幡（18） 籠原（19） 石原（22）	2 校	籠原（18） 石原（19）

【中学校】

全校学級数	2018 年度（平成 30 年度）		2025 年度	
3 学級 （全学年で単学級）	1 校	中条（3）	1 校	中条（3）
4～5 学級 （一部学年で単学級発生）	1 校	別府（5）	3 校	吉岡（4） 奈良・別府（5）
6～8 学級 （1 学年平均 2 学級以上 3 学級未満）	7 校	大麻生・吉岡・奈良・ 妻沼西（6） 大原・大里・江南（8）	6 校	大麻生・妻沼西・ 大里（6） 大幡・大原・江南（8）
9～11 学級 （1 学年平均 3 学級以上）	4 校	荒川・大幡（9） 妻沼東（10） 玉井（11）	3 校	荒川・玉井・妻沼東 （9）
12～18 学級 （1 学年平均 4 学級以上）	3 校	三尻（13） 熊谷東（14） 富士見（18）	3 校	三尻（13） 熊谷東（13） 富士見（18）

※（　）内は学級数を示す。上記の学級数は、特別支援学級数を除く学級数。

児童・生徒数及び学級数の将来推計（見込）

	小学校	上段：児童数 下段：学級数				
学校名		2018 （現在）	2025 （7年後）	2035 （17年後）	2045 （27年後）	2055 （37年後）
1	石原	775	569	474	419	358
		22	19	14	13	12
2	籠原	649	565	472	414	355
		19	18	15	12	12
3	熊谷東	625	510	425	375	320
		18	16	14	12	12
4	大幡	563	502	417	370	314
		18	16	12	12	12
5	熊谷西	552	478	397	352	300
		17	15	12	12	12
6	玉井	478	414	347	305	260
		15	13	12	12	11
7	成田	460	409	343	302	258
		15	12	12	12	10
8	三尻	394	336	281	247	210
		12	12	12	9	7
9	熊谷南	346	283	238	210	180
		12	12	7	7	6
10	大麻生	338	319	266	233	200
		12	12	11	9	6
11	長井	320	282	236	207	178
		12	12	8	7	6
12	別府	356	271	228	200	172
		12	10	9	7	6
13	妻沼	326	290	244	214	184
		12	12	9	7	6
14	吉見	324	281	234	205	177
		12	12	8	6	6
15	佐谷田	329	244	203	179	155
		12	9	6	6	6
16	奈良	313	284	237	208	179
		12	12	8	6	6
17	江南南	328	263	221	194	167
		12	9	8	6	6
18	新堀	281	245	203	180	155
		11	11	6	6	6

	小学校	上段：児童数 下段：学級数				
学校名		2018 （現在）	2025 （7年後）	2035 （17年後）	2045 （27年後）	2055 （37年後）
19	吉岡	280	239	199	177	151
		10	10	7	6	6
20	久下	258	229	190	169	145
		10	8	6	6	6
21	江南北	203	169	140	123	107
		7	6	6	6	6
22	桜木	187	155	129	114	99
		6	6	6	6	6
23	中条	189	168	138	123	105
		6	6	6	6	6
24	市田	155	152	125	112	97
		6	6	6	6	6
25	太田	154	128	107	96	82
		6	6	6	6	6
26	妻沼南	134	101	84	74	65
		6	6	6	6	6
27	秦	102	92	79	70	60
		6	6	6	6	6
28	男沼	74	62	53	46	42
		6	6	6	6	6
29	星宮	63	59	51	45	40
		6	6	6	6	6
小学校合計		9,556	8,099	6,761	5,963	5,115
		330	304	250	227	214

	中学校	上段：生徒数 下段：学級数				
学校名		2018 （現在）	2025 （7年後）	2035 （17年後）	2045 （27年後）	2055 （37年後）
1	富士見	664	648	540	475	406
		18	18	15	13	12
2	熊谷東	494	421	351	309	264
		14	13	10	9	8
3	三尻	507	450	376	331	283
		13	13	11	9	9
4	玉井	394	350	292	258	220
		11	9	9	9	6
5	妻沼東	354	327	273	241	205
		10	9	9	7	6
6	荒川	319	278	231	203	175
		9	9	7	6	6
7	大幡	303	253	210	187	160
		9	8	6	6	6
8	大原	273	265	221	195	166
		8	8	6	6	6
9	江南	260	251	209	185	157
		8	8	6	6	6
10	大里	266	231	191	169	144
		8	6	6	6	6
11	妻沼西	209	210	175	154	131
		6	6	6	6	6
12	大麻生	203	144	120	106	91
		6	6	5	3	3
13	別府	151	144	120	107	90
		5	5	5	4	3
14	奈良	156	134	112	99	85
		6	5	4	3	3
15	吉岡	130	119	101	89	76
		6	4	3	3	3
16	中条	88	73	60	53	46
		3	3	3	3	3
中学校合計		4,771	4,298	3,582	3,161	2,699
		140	130	111	99	92

※　児童・生徒数及び学級数の将来推計は「熊谷市公共施設白書」引用

（３）学校の小規模化・大規模化に伴う課題

①　小規模化に伴う課題

学校の小規模化に伴い、次に示すメリット・デメリットが考えられます。

小規模化は、義務教育段階で重要である、「児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる」という観点から、マイナスの影響を与えることが課題となります。

また、複式学級まで小規模化した場合には、直接指導と間接指導（子どもたちのみで学習を進めること）を組み合わせて、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要があることから、教員に特別な指導技術が求められる、長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる等の課題が指摘されており、単式学級との教育水準の均衡の観点から問題があります。

	メリット	デメリット
学習生活面	・児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。 ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。	・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少ない。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。 ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 ・人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
学校運営面	・全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設、設備の利用時間等の調整がしやすい。	・教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスの取れた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人が複数の校務分掌を担当するため負担が大きくなる。
その他	・保護者や地域社会との連携がとりやすい。	・ＰＴＡ活動等における保護者一人ひとりの負担が大きくなる。

②　大規模化に伴う課題

学校の大規模化は、多様な教育活動や選択の幅が広がるなどのメリットがある一方、学校行事などにおいて一人ひとりが活躍する機会が少なくなる場合がある、同学年でも互いの顔や名前を知らないなど人間関係が希薄化する、校舎面積や運動場面積が著しく狭くなった場合に教育活動に支障が生じる等の課題があります。

３　適正規模の基本的な考え方と基準

（１）適正規模の基本的な考え方

①　クラス替えが可能な規模であること。

・児童生徒を多様な考え方に触れさせることにより、集団の中でルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や学力、体力を伸長させることが期待できます。

・新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができるとともに、人間関係の固定化を回避できます。

・児童・生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができます。

・クラス替えを契機として、児童・生徒が意欲を新たにすることができます。

・学級同士が切磋琢磨する環境を作ることにより、学習意欲の向上が期待できます。

②　クラブ活動や委員会活動、部活動等において、多様な選択ができる規模であること。

・希望に応じた活動の保障や互いに能力を高め合う効果が期待できます。

③　一定の教員数の確保が可能な規模であること。

・中学校においては、全ての授業で教科担任による学習指導を行うことができます。

・教員相互の研修や校務分掌の負担の軽減が可能となります。

④　学校施設が円滑かつ安全に利用できる規模であること。

・適切な教育課程の実施と充実した教育活動が可能となります。

⑤　学校の配置に当たっては、児童生徒の通学距離を考慮すること。

・現在の最長通学距離は、小学校で約４㎞、中学校で約６㎞ですが、学校の統廃合又は通学区域の変更を行う場合は、通学距離の延長に伴い教育条件が不利になる可能性もあることから、児童生徒の負担面、安全面に考慮した適切な通学条件や通学手段を確保します。

（２）適正規模の基準

学校教育法施行規則では、「１２学級以上１８学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。」としています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、適正な学校規模の条件を、学級数がおおむね１２から１８学級、通学距離が小学校はおおむね４㎞以内、中学校は、おおむね６㎞以内としています。

本市においては、上記の法令及び前述の「適正規模の基本的な考え方」を踏まえ、適正規模の基準を次のとおりとします。

＜学校規模の基準＞

【小学校の望ましい規模】　１２学級から１８学級まで
・クラス替えが可能な、１学年２学級以上が望ましい。

【中学校の望ましい規模】　９学級から１８学級まで
・クラス替えが可能であるとともに、全ての授業で教科担任による学習指導が行える、１学年３学級以上が望ましい。

＜通学距離の基準＞

【小学校の通学距離】　おおむね４ｋｍ以内
【中学校の通学距離】　おおむね６ｋｍ以内
・現在の最長通学距離を基準とする。
・学校の統廃合等により基準となる通学距離を超える場合は、スクールバス等の通学手段を検討する。

4　適正規模の推進方策

適正規模の推進方策は以下のとおりとし、保護者・地域住民・学校関係者に、各学校間の教育水準の均衡、より良い教育環境の創造、様々な教育課題の解決、施設の老朽化対策の観点から、その必要性を十分説明し、相互理解を図りながら進めます。

（1）学校の統廃合

学校の統廃合を進めるにあたっては、保護者や地域住民に対し、統廃合の趣旨、実施方法等について説明し、意見を尊重しながら進めます。

なお、統廃合の手法については次の①及び②を原則とします。

①　新たな学校としての設置

学校の統合は、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数）及び創立時からの経過年数に関わらず、対等な関係の統合とします。

また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況等により適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とします。

②　設置場所

新たな学校は、既存の学校を使用することとします。

その際は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案して決定します。

（2）義務教育学校（小中一貫教育学校）

学校の統廃合を検討する場合は、小中一貫教育を推進することも考慮し、施設一体型の小中一貫教育学校として、義務教育学校を新設することも検討します。

（※）義務教育学校（平成 28 年 4 月 1 日　学校教育法改正による）

- 小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校。
- １人の校長、１つの教職員組織で９年間を通じた特色ある教育課程を編成できる。

（3）通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域の関係に配慮します。

また、保護者や地域住民に対し、その内容を説明し、意見を尊重しながら進めます。

5　適正規模への具体的な進め方

（1）学校の小規模化への対応

小・中学校の規模の将来推計では、学校規模の基準を下回る学校が増加することが見込まれています。

学校の小規模化は、学習生活面や学校運営面等で様々なデメリットを生じることから、学校においては、一定の学校規模を確保することが重要です。

そのためには、学校統廃合等（義務教育学校の新設及び通学区域の一部見直しを含める。）の検討を行うことが必要であり、次に掲げる基準に該当することが見込まれる段階で、学校統廃合等について検討を行います。

○学校統廃合等の検討基準

①小学校の場合

基準		対応
ア	複式学級の編制が見込まれる場合	直ちに、学校統廃合等の適否について検討する。
イ	全学年で単学級となることが見込まれる場合	児童数の動向に注視しつつ、学校統廃合等の適否について検討する。

②中学校の場合

基準		対応
ア	複式学級の編制が見込まれる場合	直ちに、学校統廃合等の適否について検討する。
イ	全学年で２学級以下となることが見込まれる場合	生徒数の動向に注視しつつ、学校統廃合等の適否について検討する。

（※）複式学級：複数の学年を１つにした学級のこと。

・小学校の場合、２つ以上の学年を合わせても１６人以下（ただし、１年生を含む時は８人以下）となる場合に複式学級を編制する。

・中学校の場合、２つ以上の学年を合わせても８人以下となる場合に複式学級を編制する。

（2）学校の大規模化への対応

将来推計では、児童・生徒数は減少し、大規模化は見込まれない状況ですが、校舎面積や運動場面積が著しく狭く、教育活動に支障が生じることが想定される場合には、通学区域の見直しや既存の施設の活用による対応を検討します。